平成２２年（フ）第１４号
宮崎県都城市志比田町5827番地
債務者　菊竹三枝子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６号
長野県須坂市墨坂１丁目13番５号
債務者　成合　みさ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４２号
名古屋市名東区社台３丁目202番地　柴昭ハイツ408号
債務者　渡邊　　当
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３６号
名古屋市中川区大地１番地の８　万場荘Ｔ－４棟304号
債務者　是國　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３７号
名古屋市中川区大地１番地の８　万場荘Ｔ－４棟304号
債務者　是國　智江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
名古屋市港区当知４丁目1401番地　当知西荘５棟408号
債務者　柴田　里美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125
債務者　小菅　　望
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１５１号
佐賀県唐津市鏡4728番地１　パインウェーブハウスⅡＤ－102号、前住所佐賀県唐津市鏡109番地８
債務者　山下　和彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１号
佐賀県唐津市旭が丘５番14号
債務者　吉川　清子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８０９号
大分市大字杉原1270番地の３
債務者　橋本　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８１０号
大分市中津留１丁目２番15号ロイヤルハイツ中津留106
債務者　園田知賀子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４４号
大分県別府市北浜３丁目10番19号　野田ビル503号
債務者　那須　丈穂
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３号
大分市大字政所2600番地の４コスモ21―301
債務者　峰下　将裕
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
大分市東浜２丁目21番２号市営１Ａ１―402
債務者　柴田　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
宮崎県延岡市出北１丁目29番９―205号
債務者　中尾　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６５号
長野県飯田市長野原812番地２
債務者　中村もずる
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目42番17号　ハナブサマンション２Ａ
債務者　大野　　静
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部